

資料 2

(説明事項・報告事項)

平成30年度 第1回
高知県国民健康保険運営協議会

平成31年2月18日 (月)

平成30年度 第1回 高知県国民健康保険運営協議会

○説明事項

- ・平成30年度からの国民健康保険の財政運営について

○報告事項

1. 高知県国保特会の平成30年度2月補正予算(案)の概要について
2. 高知県国保特会の平成31年度当初予算(案)の概要について
(平成31年度の国保事業費納付金を含む。)
3. 平成31年度の標準保険料率について

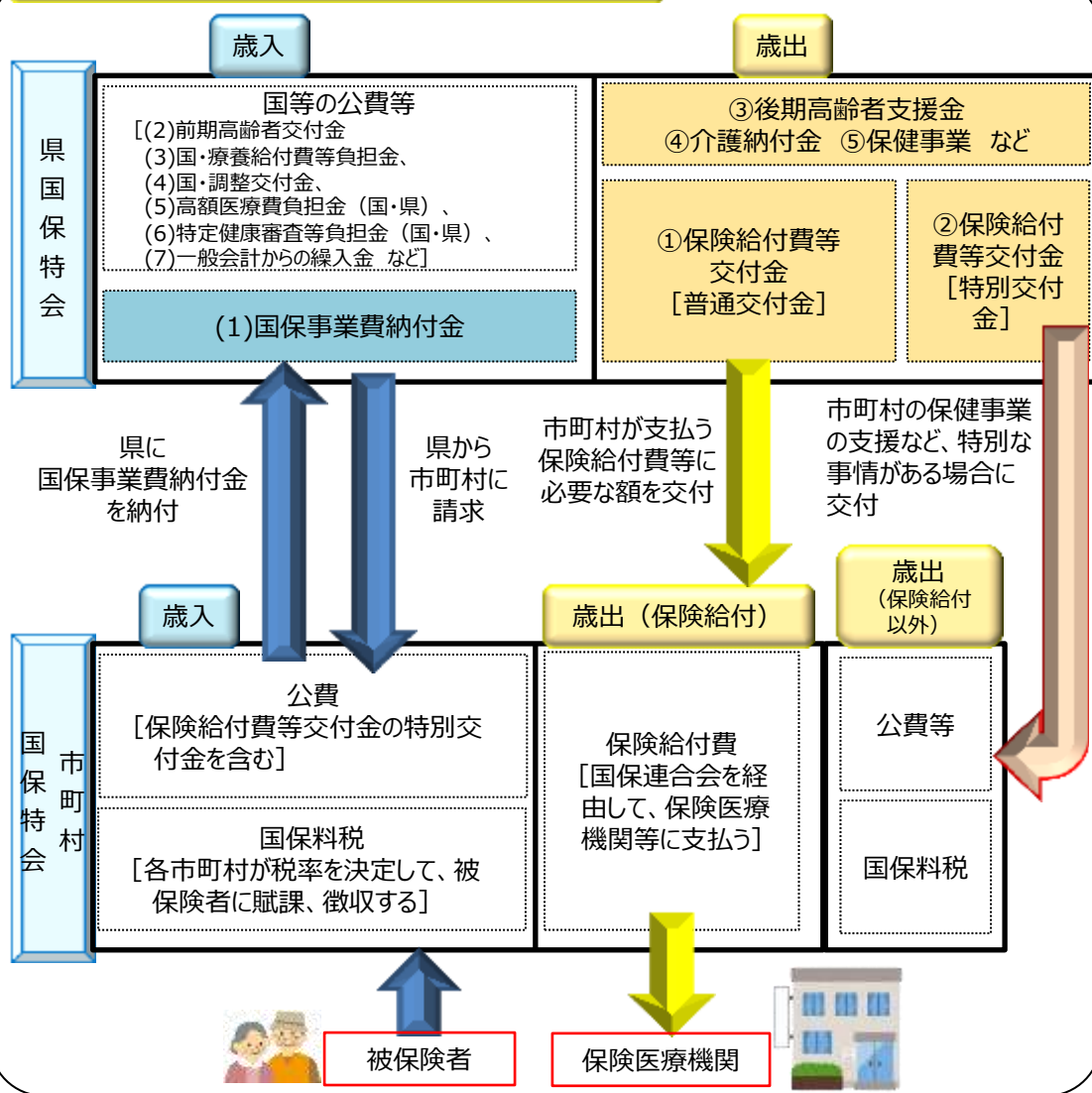
高知県 健康政策部
国民健康保険課

○説明事項

平成30年度からの国民健康保険の財政運営について

平成30年度からの国民健康保険制度のポイント

平成30年度からの国保の財政運営の概要



「国保事業費納付金」について

●「国保事業費納付金」とは

- ▽平成30年度からの国保制度において、市町村の医療に要する費用を賄うための国保保険給付費等交付金等に充てるため、県が県全体の医療給付費等の見込みに基づき算定して、市町村に負担を求めめるもの。
- ▽市町村が実際に被保険者に賦課・徴収する国保料（税）額ではない。

●算定方法について

- 納付金は、県と市町村の協議の結果に基づく各市町村の医療費水準や所得水準、被保険者数等に応じて算定して市町村に配分。
- ▽医療費水準の反映の程度⇒医療費の違いを全て(100%)反映
 - ▽所得水準の反映の程度⇒高知県の被保険者1人当たり所得と全国の被保険者1人当たり所得の比率を用いて算定。
 - ▽特別高額医療費（1件420万円以上の医療費のうち200万円を超える部分）を全市町村で共同負担。

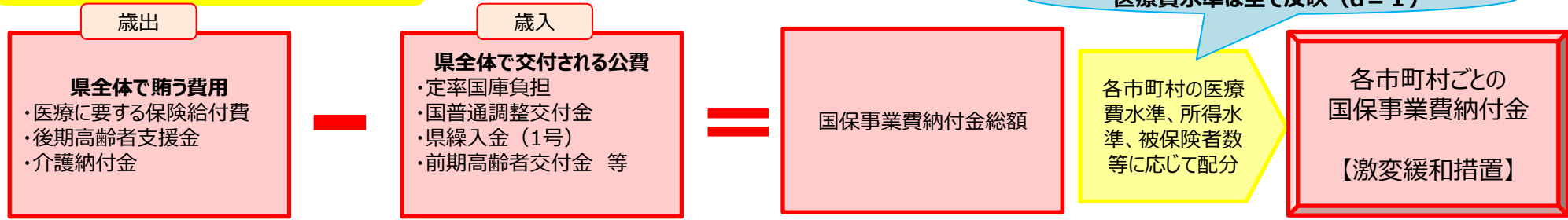
●激変緩和措置について（保険料負担の急激な増加の抑制）

- ▽制度が変わることにより、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を行うようにしている。
- ▽激変緩和措置は、制度改革の影響ではない医療費の自然増等分を除き、制度改革前の納付金相当額と比べ1%を超えた場合に実施する。
(別紙「国保事業費納付金の激変緩和措置について」のとおり)

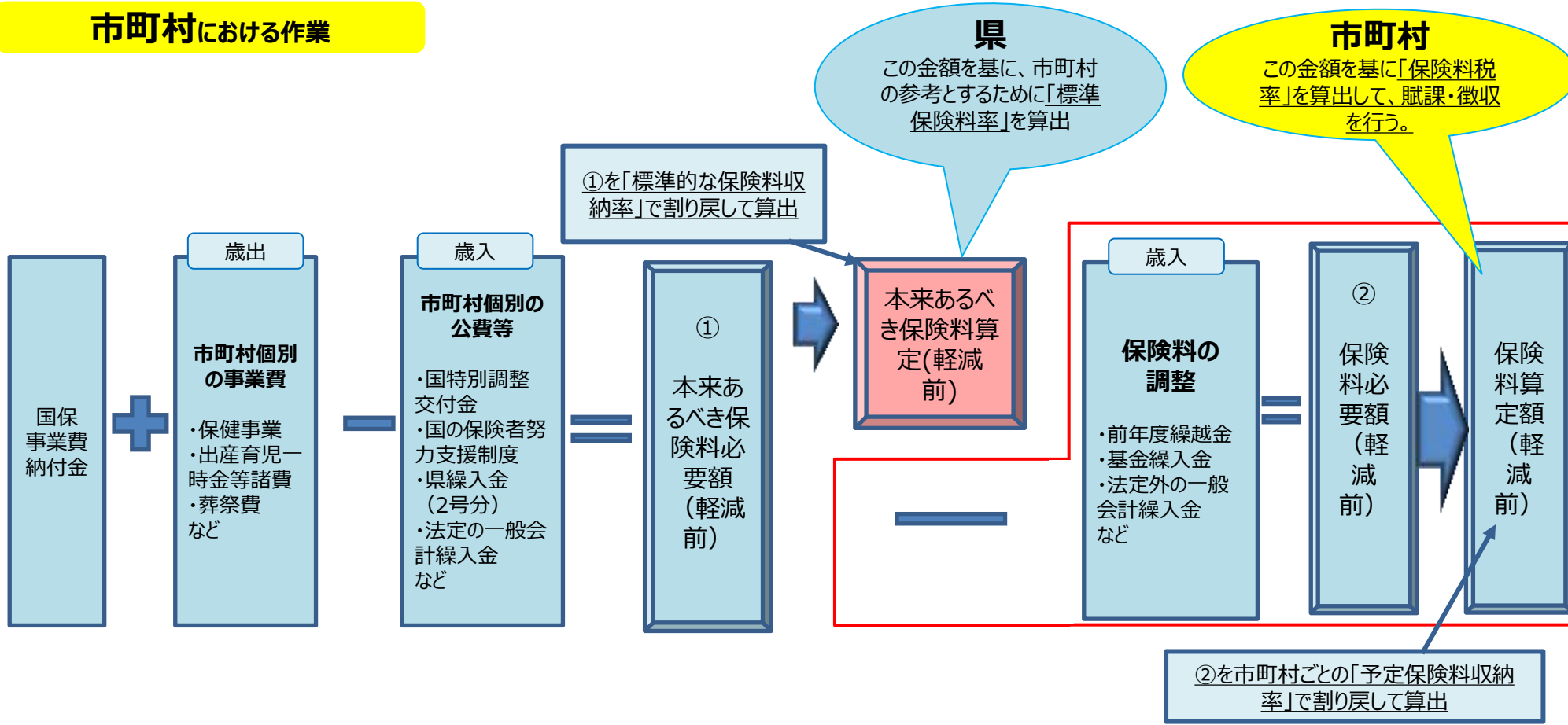


国保事業費納付金と保険料額との関係

県における作業



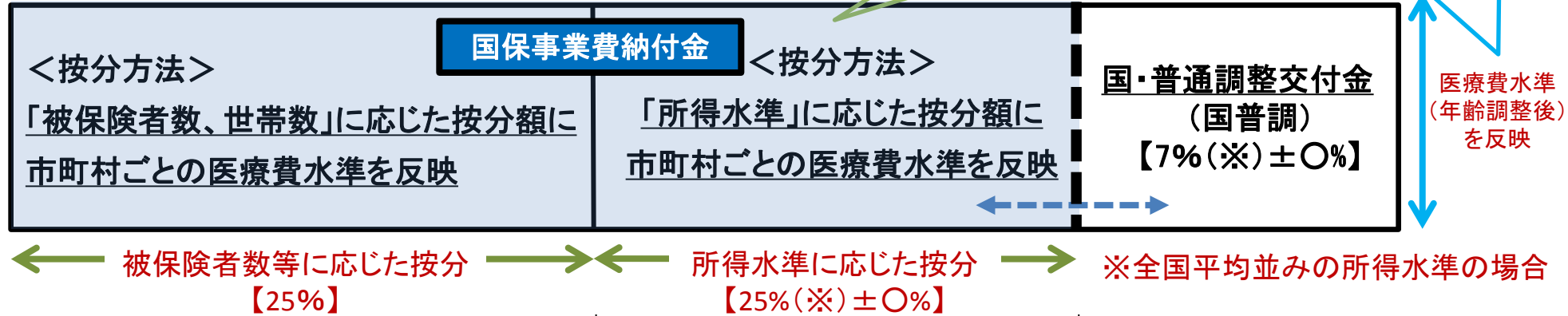
市町村における作業



医療費水準と所得水準の反映について

- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの「被保険者数・世帯数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈国・普通調整交付金による所得調整と国保事業費納付金〉



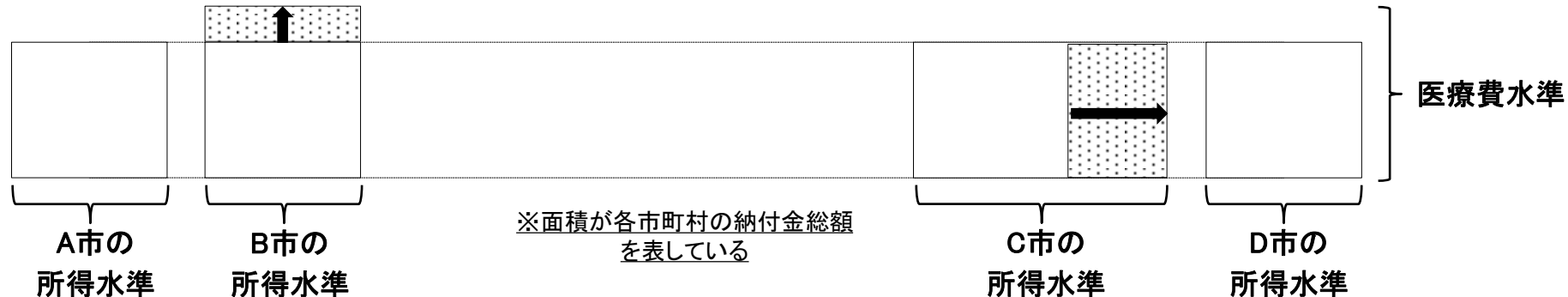
都道府県間で同じ医療費水準であれば同一保険料となるよう、

・所得水準の高い都道府県ほど、国普調が少なく交付(点線が右へ)。⇒所得水準に応じた按分が多くなる。

・所得水準の低い都道府県ほど、国普調が多く交付(点線が左へ)。⇒所得水準に応じた按分が少なくなる。

- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

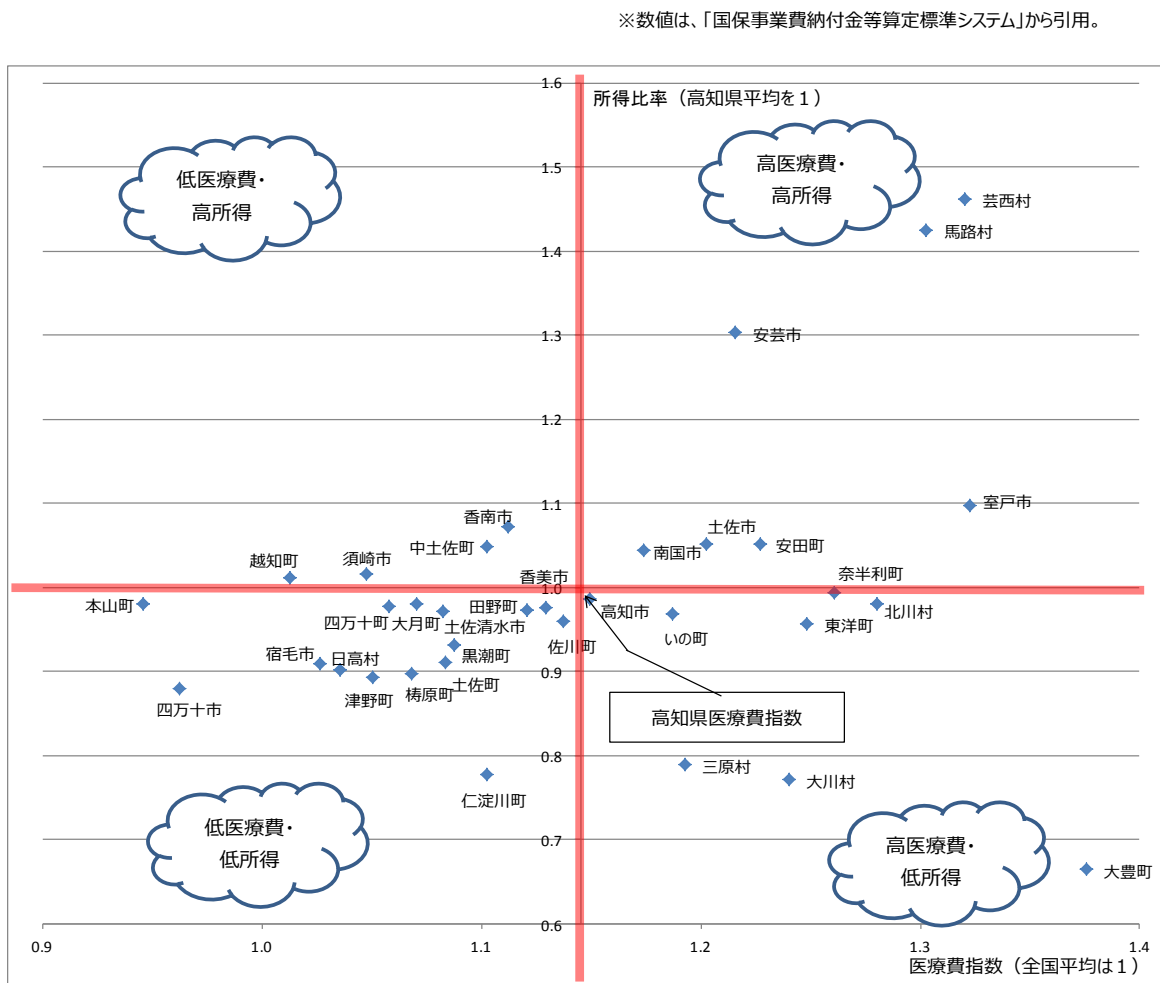
- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



平成31年度 国保事業費納付金の本算定に用いた 「医療費指数（年齢調整後）」（平成27～29年度平均）と「所得」（平成28～30年度平均）について

「高医療費・高所得」の市町村は納付金が多く、「低医療費・低所得」市町村は納付金が少なくなる。

	医療費指数 (H27～29 平均)		所得比率 (H28～30 医療分平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.149	15	0.987	13
室戸市	1.323	2	1.098	4
安芸市	1.216	10	1.303	3
南国市	1.174	14	1.044	9
土佐市	1.203	11	1.052	6
須崎市	1.047	29	1.016	10
四万十市	0.962	33	0.879	30
土佐清水市	1.082	24	0.972	20
宿毛市	1.026	31	0.909	26
東洋町	1.248	7	0.957	23
奈半利町	1.261	6	0.993	12
田野町	1.121	18	0.974	19
安田町	1.227	9	1.052	7
北川村	1.280	5	0.980	16
馬路村	1.303	4	1.425	2
芸西村	1.320	3	1.462	1
香美市	1.129	17	0.976	18
香南市	1.112	19	1.073	5
大川村	1.240	8	0.772	33
土佐町	1.083	23	0.911	25
本山町	0.946	34	0.981	14
大豊町	1.376	1	0.665	34
いの町	1.187	13	0.969	21
仁淀川町	1.102	21	0.778	32
佐川町	1.137	16	0.959	22
越知町	1.012	32	1.012	11
中土佐町	1.102	20	1.049	8
四万十町	1.058	27	0.978	17
日高村	1.036	30	0.902	27
津野町	1.050	28	0.894	29
梶原町	1.068	26	0.898	28
黒潮町	1.088	22	0.932	24
大月町	1.070	25	0.980	15
三原村	1.193	12	0.790	31
高知県平均	1.145		1.000	



算定に使用した 所得等のシェア(医療分)

保険者名	所得 シェア	被保険者 シェア	世帯数 シェア
高知市	38.0%	38.5%	39.5%
室戸市	2.9%	2.6%	2.6%
安芸市	4.4%	3.4%	3.1%
南国市	6.6%	6.3%	6.3%
土佐市	4.8%	4.6%	4.2%
須崎市	3.8%	3.7%	3.6%
土佐清水市	2.5%	2.6%	2.6%
宿毛市	3.0%	3.3%	3.3%
四万十市	4.5%	5.2%	5.1%
香南市	5.4%	5.0%	4.7%
香美市	4.0%	4.0%	4.0%
東洋町	0.4%	0.4%	0.5%
奈半利町	0.6%	0.6%	0.6%
田野町	0.4%	0.5%	0.4%
安田町	0.5%	0.5%	0.6%
北川村	0.2%	0.2%	0.2%
馬路村	0.2%	0.1%	0.1%
芸西村	1.2%	0.8%	0.7%
大川村	0.0%	0.1%	0.1%
土佐町	0.5%	0.6%	0.6%
本山町	0.5%	0.5%	0.5%
大豊町	0.4%	0.6%	0.6%
佐川町	1.8%	1.8%	2.1%
越知町	0.8%	0.8%	0.8%
中土佐町	1.1%	1.0%	1.0%
日高村	0.7%	0.8%	0.7%
梶原町	0.5%	0.5%	0.6%
大月町	1.0%	1.0%	1.0%
三原村	0.2%	0.3%	0.3%
いの町	3.1%	3.2%	3.2%
津野町	0.8%	0.8%	0.8%
仁淀川町	0.6%	0.8%	0.8%
四万十町	2.9%	2.9%	2.8%
黒潮町	1.8%	2.0%	1.9%

「国保事業費納付金」の激変緩和措置について

1. 激変緩和措置の必要性

▼国保制度改革前（平成29年度以前）は、各市町村がそれぞれの保険給付費等の見込みから、各市町村ごとに医療費や前期高齢者割合等に応じ交付されていた公費等を控除して、各市町村が保険料を算出。

▼平成30年度以降、事業費納付金の仕組みの導入により、県全体に交付された公費を控除した後の納付金総額を、各市町村の医療費水準や所得水準により配分することになることから、各市町村の責めに帰さない制度改革により、保険料負担が増加する市町村が出てくる。同様に、減少する市町村が出るため総額は変わらない。

▼このため、保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を講ずることとしている。

2. 「許容範囲」に関する本県の取りまとめ（平成29年度取りまとめ）

①激変緩和の「許容範囲」は1パーセントとする

▼1パーセントは、平成29年度まで実施されていた『保険財政共同安定化事業』で使用してきており市町村の理解が得られる。

②「許容範囲」の見直し時期（改定時期）について

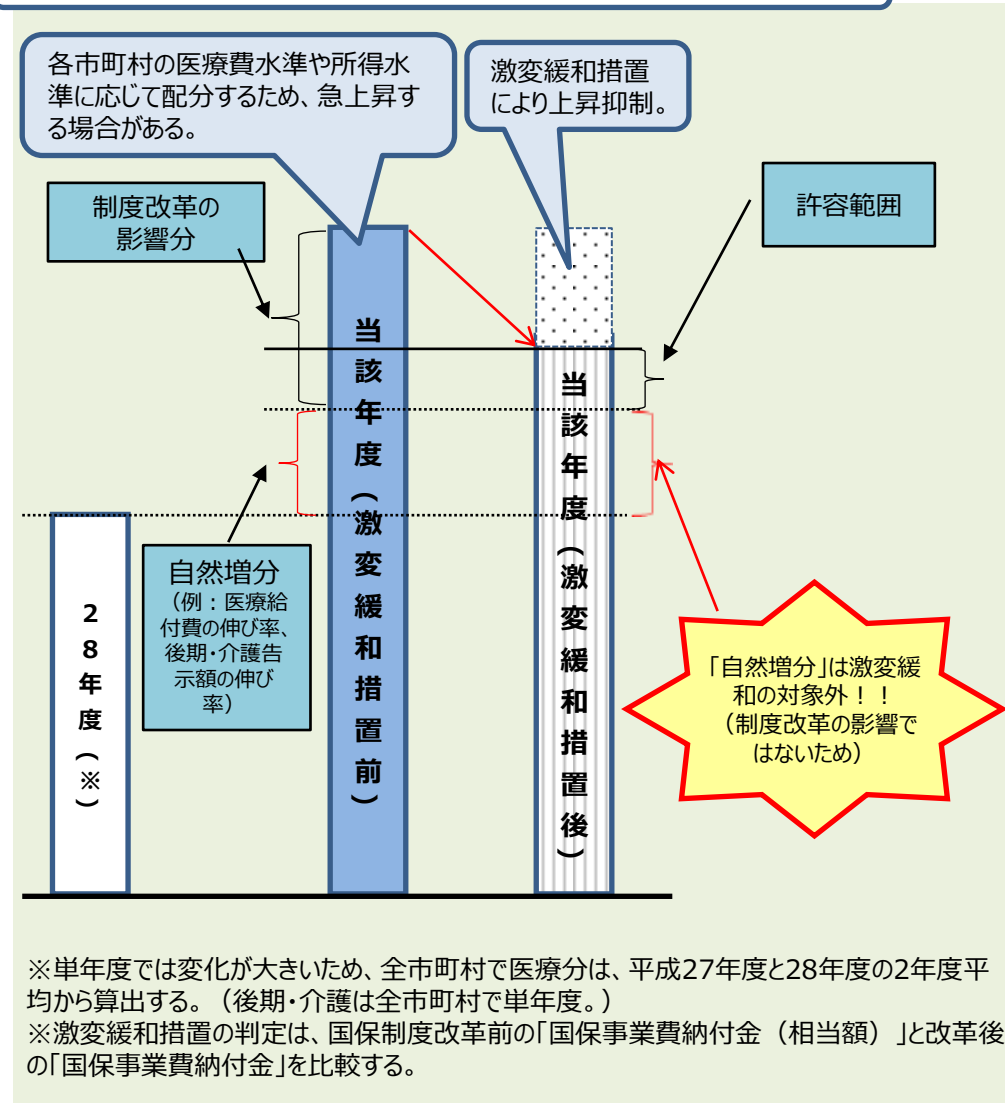
▼激変緩和措置における「許容範囲」は、平成30年度に策定する『県国保運営方針』の対象期間の3年間（平成30～32年度）は1パーセントとする。

▼ただし、公費のあり方などに変化があった場合は見直しが必要となることもあり得ることから、毎年度、公費の状況等を踏まえ、市町村と協議を行う。

③激変緩和措置の期間について

▼当面は終期を定めず、次期の『県国保運営方針』の策定（平成33年度改訂予定）に向けた協議の中で、被保険者への制度改革の周知の状況や公費の在り方等の検討状況も踏まえて検討・協議を行うこととする。

イメージ図（図は「被保険者1人当たりの国保事業費納付金」を表す。）



平成30年度 県国保特会 当初予算額 79,397,692千円

歳出

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金(普通交付金)(市町村) 64,148,556千円
- 保険給付費等交付金(特別交付金)(市町村) 1,555,755千円(★を財源)
- 後期高齢者支援金等(社会保険診療報酬支払基金)9,762,015千円
- 介護納付金(社会保険診療報酬支払基金) 3,618,349千円
- 被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組(県実施) 14,986千円

<県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 3,024,260千円
 - ・保険料軽減分【県負担分3/4(市町村1/4)】(市町村) 2,569,532千円
 - ・保険者支援分【県負担分1/4(国1/2、市町村1/4)】(市町村) 454,728千円

県全体で健康づくり事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援交付金の市町村分の確保につなげる。

歳入(県国保特会)

保険者努力支援交付金
○後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。

国保事業費納付金
○保険給付費等交付金(普通交付金)、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料税率を決定し、賦課・徴収する。

一般会計繰入金 5,151,134千円(※2)
○県繰入金(現県調交):4,172,488千円(再掲)
○高額医療費負担金:866,220千円(再掲)
○特定健診等負担金:109,845千円(再掲)
○職員給与等繰入金(総務費):2,581千円

<p>New 保険者努力支援交付金(国) 350,767千円 (県:132,952千円、市町村(★):217,815千円)</p> <p>療養給付費等交付金 (社会保険診療報酬支払基金) 647,977千円</p> <p>高額医療費負担金 (国、県一般会計から繰入) 1,732,440千円</p> <p>特別高額医療共同事業費負担金(国) 40,846千円</p> <p>特別高額医療共同事業交付金(国保中央会) 74,949千円</p> <p>特定健診等負担金(★) (国、県一般会計から繰入) 219,690千円</p> <p>国保財政安定化基金繰入金(基金繰入) 104,873千円(保険者努力支援制度(県分))</p> <p>New 国保事業費納付金(市町村) 合計21,973,304千円 (内訳) ・医療分 15,789,694千円 ・後期分 4,502,155千円 ・介護分 1,681,455千円</p>	<p>国・調整交付金(国) 合計 7,547,725千円 (内訳) ・普調:6,421,136千円 ・特調:941,522千円 ・激変緩和用の暫定措置:185,067千円</p> <p>特調の内訳 ・特別事情分(★):682,415千円 ・子どもに係る分:76,599千円 ・保険者努力支援制度(市町村分)(★):105,833千円 ・激変緩和用(特調活用分):61,689千円 ・国保ヘルスアップ事業:14,986千円</p> <p>療養給付費等負担金(国) 14,602,747千円</p> <p>県繰入金(県一般会計から繰入) 合計 4,172,488千円 (内訳) ・1号繰入金:3,842,488千円 (内、激変緩和に活用190,612千円) ・2号繰入金(★):330,000千円</p>
50%	公費(国・県)50%

国・調整交付金
○普通調整交付金
財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金
画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金
○1号繰入金
一般会計から国保特会に繰入れ、保険給付費等交付金(普通交付金)の財源に充てる。
○2号繰入金
国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。

※1:()書きは歳出先または歳入元。
※2:歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。

現行（平成30年度）の県内市町村の国民健康保険料（税）の状況

○平成30年度に実際に市町村が賦課している国保料（税）率。

◆平成30年度に国保料（税）を引き上げ10市町村、引き下げ11市町村、据え置き13市町村。（※市町村の考えによる判定。）

◆平成30年度に17市町村が医療分・後期分の算定方式を4方式から3方式に改正。16市町村が介護分の算定方式を4方式から3方式に改正。

<参考>【4方式】：所得割+資産割+均等割[被保険者数]+平等割[世帯]（4つ全てを含む方式。）

【3方式】：所得割 +均等割[被保険者数]+平等割[世帯]（4方式から資産割を除く。）

【2方式】：所得割 +均等割[被保険者数]（3方式から平等割を除く。）

No.	市町村名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				引き上げ：○ 引き下げ：▲ 据え置き：無印	算定方式の改正状況									
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)		医療分			後期分			介護分			
															H30	H29	改正	H30	H29	改正	H30	H29	改正	
1	高知市	8.76	—	21,600	24,000	3.12	—	7,200	7,800	2.76	—	8,400	6,600	▲	3	3	無し	3	3	無し	3	3	無し	
2	室戸市	9.20	—	31,900	26,800	1.10	—	9,400	5,200	2.20	—	10,800	5,800		3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
3	安芸市	7.70	—	26,000	22,000	2.50	—	6,800	6,000	2.30	—	10,000	5,000	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
4	南国市	8.30	—	26,300	30,000	2.60	—	8,100	9,400	2.30	—	9,100	7,200	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
5	土佐市	8.00	30.28	23,600	26,800	2.50	9.72	6,700	7,400	2.50	7.50	8,000	5,900		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
6	須崎市	7.80	30.00	24,000	25,000	3.20	13.00	6,000	7,000	2.00	7.00	7,700	5,600		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
7	土佐清水市	7.30	25.00	22,000	25,000	2.50	10.00	7,000	6,000	2.50	5.00	8,000	5,000		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
8	宿毛市	8.00	—	22,000	23,000	2.30	—	6,000	5,500	2.00	—	7,500	5,300	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
9	四万十市	6.40	—	20,000	15,000	2.50	—	8,700	7,000	2.10	—	9,000	5,000	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
10	香南市	7.70	—	27,500	20,000	2.30	—	8,000	6,800	2.00	—	8,000	5,000	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
11	香美市	6.30	—	22,500	15,000	2.00	—	7,200	6,000	2.00	—	7,000	6,000	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
12	東洋町	7.10	—	24,000	16,000	1.90	—	7,000	4,000	1.10	—	8,000	—	○	3	4	有り	3	4	有り	2	2	無し	
13	奈半利町	6.35	38.00	24,900	19,000	1.90	12.00	7,500	5,700	1.90	—	11,800	—	○	4	4	無し	4	4	無し	2	2	無し	
14	田野町	6.00	29.00	21,000	17,000	2.00	6.00	6,000	6,000	2.00	—	10,000	—		4	4	無し	4	4	無し	2	2	無し	
15	安田町	7.10	38.00	21,000	22,000	2.20	10.00	8,000	6,000	1.80	—	15,600	—	○	4	4	無し	4	4	無し	2	2	無し	
16	北川村	7.50	20.00	20,500	22,500	2.20	9.00	7,200	7,200	1.80	—	10,000	—	○	4	4	無し	4	4	無し	2	2	無し	
17	馬路村	6.20	45.00	23,000	26,000	1.20	8.00	6,000	7,000	1.60	—	8,400	—		4	4	無し	4	4	無し	2	2	無し	
18	芸西村	8.10	—	23,000	23,000	2.70	—	7,000	7,000	2.30	—	9,000	9,000	○	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
19	大川村	2.90	—	10,200	6,500	3.00	—	10,400	6,600	3.10	—	14,300	7,300	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
20	土佐町	6.00	33.00	21,000	15,000	2.00	10.30	6,800	4,600	1.60	9.00	6,000	4,000		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
21	本山町	6.50	35.00	20,500	15,500	3.00	16.00	8,500	7,500	3.00	11.00	9,500	8,500		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
22	大豊町	6.20	—	24,000	23,000	2.31	—	9,500	6,600	1.90	—	9,900	4,600	○	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
23	佐川町	6.20	—	25,600	18,000	2.30	—	9,600	6,600	2.10	—	11,000	5,500	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
24	越知町	7.70	30.00	18,000	18,000	2.70	13.00	9,000	8,000	2.50	17.00	11,000	6,000		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
25	中土佐町	7.35	—	22,000	21,000	2.22	—	9,000	6,000	2.14	—	8,000	5,000	○	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
26	日高村	6.95	—	21,000	14,400	2.00	—	6,300	4,800	2.50	—	8,400	4,500	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
27	梶原町	7.50	—	19,100	13,400	2.40	—	6,300	4,400	1.40	—	5,000	2,500	○	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
28	大月町	7.00	28.00	22,000	23,000	3.00	12.00	8,000	9,200	1.43	7.16	7,000	6,000	○	4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
29	三原村	6.22	15.00	13,500	18,000	2.25	10.00	8,000	5,900	1.45	1.00	3,000	4,500	○	4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
30	いの町	6.80	—	28,000	19,000	2.30	—	9,500	6,600	2.00	—	10,500	4,900	▲	3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
31	津野町	7.80	20.00	19,000	22,000	3.50	4.00	7,000	9,000	2.50	14.00	7,000	8,000		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
32	仁淀川町	5.80	—	23,200	16,000	2.14	—	8,800	6,100	1.77	—	9,200	4,200		3	4	有り	3	4	有り	3	4	有り	
33	四万十町	7.90	—	16,000	19,800	3.40	—	6,400	7,000	2.70	—	8,000	5,000		3	3	無し	3	3	無し	3	3	無し	
34	黒潮町	7.10	26.00	20,600	21,600	2.75	11.00	7,800	8,400	2.60	8.00	9,300	7,000		4	4	無し	4	4	無し	4	4	無し	
															H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	
															2方式	0	0	0	0	0	6	6	0	
															3方式	19	2	17	19	2	17	18	2	16
															4方式	15	32	▲17	15	32	▲17	10	26	▲16

報告 1 . 高知県国保特会の平成30年度2月補正予算（案）の
概要について

平成30年度 2月補正予算(案)の概要 [高知県国民健康保険事業特別会計]

※「高知県国民健康保険事業特別会計」は、平成30年度の国保制度改革に伴い都道府県が国保の財政運営の責任主体となったことから、平成30年度当初予算で新設した県の特別会計。

1. 2月補正の状況

(1) 主な歳出の増減		平成30年度 当初予算額①	平成30年度 決算見込額②	2月補正(案) ③ = ② - ①	要因など
歳出 総額		79,397,692千円	81,399,824千円	2,002,132千円	※主な歳出は以下のとおり。
主な歳出	保険給付費等交付金 (内訳) 普通交付金	64,148,556千円	65,551,427千円	1,402,871千円	・医療費が高額である70歳以上の被保険者数が当初見込より増加したことや、平成30年3月、4月診療分における「被保険者1人当たり医療費」の「対前年度同月比伸び率」が全国一の伸び率となるなど想定外の伸びが発生し、保険給付費が増加したため。 (3月診療分: 6.1%[2.9%]、4月診療分: 6.3%[1.9%] ※[]は全国平均。)【国保中央会集計値】 ・2月補正の約14億円増額のうち、5億円はインフルエンザなどの大流行に備え予備的に確保。
	(内訳) 特別交付金	1,555,755千円	2,172,670千円	616,915千円	・市町村に対する「結核性疾患および精神病に係る療養給付費等が多額」であったことや「直営診療施設に係る経費」に係る国特別調整交付金が増加の見込みであるため。
	後期高齢者支援金等	9,754,408千円	9,736,760千円	▲17,648千円	社会保険診療報酬支払基金が、告示額等を基に算出して、額が確定したことにより減少。
	介護納付金	3,618,349千円	3,615,103千円	▲3,246千円	社会保険診療報酬支払基金が、告示額等を基に算出して、額が確定したことにより減少。

(2) 主な歳入の増減		平成30年度 当初予算額①	平成30年度 決算見込額②	2月補正(案) ③ = ② - ①	要因など
歳入 総額		79,397,692千円	81,399,824千円	2,002,132千円	※主な歳入は以下のとおり。
主な歳入	療養給付費等交付金	647,977千円	581,394千円	▲66,583千円	退職被保険者に係る保険給付費が減少したため。
	療養給付費等負担金	14,602,747千円	15,089,663千円	486,916千円	一般被保険者に係る保険給付費が増加したため。
	高額医療費負担金 (国分と県分の計)	1,732,440千円	1,326,966千円	▲405,474千円	・1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、国と県が1/4ずつを負担。 ・平成30年度の国保事業費納付金の算定用に国が示した方法（高額医療費負担金の平成28年度実績額を平成26年度から平成28年度の伸び率を使用して推計）により推計したが、高額医療費が増加しなかったため。
	国民健康保険 財政調整交付金 (普通調整交付金分)	6,421,136千円	6,251,125千円	▲170,011千円	・都道府県間の財政力の不均衡などを調整するため、国から交付。(全国平均で保険給付費等の7%。) ・各都道府県で見込むことが難しいため、平成30年度の国保事業費納付金の算定用に国が平成28年度の普調実績を基に推計した額を使用。しかし、平成30年度は平成28年度と比べて当県の所得と全国の所得の比率が上昇したことなどにより減少する見込み。
	国民健康保険 財政調整交付金 (特別調整交付金分)	1,126,589千円	1,752,341千円	625,752千円	市町村への特別交付金の財源に充当するもので、特別交付金が増加したため。
	基金繰入金 (決算補填目的)	計上なし	1,345,789千円	1,345,789千円	※基金の詳細は、以下に記載。

2. 決算補填のために活用する基金見込額 (※実際に活用する額は、決算状況により確定する。)

基金区分	平成30年度の 基金保有額※	平成30年度 当初予算額	2月補正(案)	活用後の 基金保有額
①国保財政安定化基金	1,243,312千円	計上なし	1,230,000千円	13,312千円
②国保財政調整基金	194,558千円	計上なし	115,789千円	78,769千円
計	1,437,870千円	計上なし	1,345,789千円	92,081千円

①国保財政安定化基金
都道府県において当初の見込みよりも保険給付費が増加した場合などに都道府県が活用するほか、市町村において保険料の収納不足が発生した場合に貸付・交付を行うため、全額国費で造成したもの。
※災害などの特別な事情により保険料収入減となる場合の市町村への交付に備えて、残高を確保。

②国保財政調整基金
保険給付費の増加などにより、国民健康保険事業の財源に不足が生じた場合などに活用するもの。インフルエンザなどの予期できない給付費増に備えて計上する。

活用分の補填方法
▼①国保財政安定化基金：活用して減少した額は、翌々年度以降、3年間から6年間かけて（期間は来年度に市町村と協議して決定）、各市町村の国保事業費納付金に加算。
▼②国保財政調整基金：県国保特会の決算剰余金を積み立てる。

※平成30年度に国費（国保財政安定化基金への積立て分）及び運用益を積み立てた後の基金保有額。

報告 2. 高知県国保特会の平成31年度当初予算（案）の
概要について
（平成31年度の国保事業費納付金を含む。）

平成31年度 県国保特会の予算規模 80,952,663千円【対前年度当初比1,554,971千円増・2.0パーセント増】

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金 (普通交付金) (市町村) 65,504,935千円
- 保険給付費等交付金 (特別交付金) (市町村) 1,618,206千円 (★を財源)
- 後期高齢者支援金等 (社会保険診療報酬支払基金) 9,988,331千円
- 介護納付金 (社会保険診療報酬支払基金) 3,625,523千円
- 被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組 (県実施) 14,309千円

<県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 2,990,051千円
- ・保険料軽減分【県負担分3/4 (市町村1/4)】(市町村) 2,554,988千円
- ・保険者支援分【県負担分1/4 (国1/2、市町村1/4)】(市町村) 435,063千円

県全体で健康づくり事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援交付金の市町村分の確保につなげる。

歳出

保険者努力支援交付金
○後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。

国保事業費納付金
○保険給付費等交付金 (普通交付金)、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料税率を決定し、賦課・徴収する。

一般会計繰入金
5,215,553千円 (※2)
○県繰入金 (旧の県調交) : 4,446,319千円 (再掲)
○高額医療費負担金 : 658,536千円 (再掲)
○特定健診等負担金 : 108,172千円 (再掲)
○職員給与と費等繰入金 (総務費) : 2,526千円

※1 : () 書きは歳出先または歳入元。
※2 : 歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。

歳入 (県国保特会)

保険者努力支援交付金 (国) 540,970千円 (県 : 265,755千円、市町村(★) : 275,215千円)
療養給付費等交付金 (社会保険診療報酬支払基金) 117,369千円
高額医療費負担金 (国、県一般会計から繰入) 1,317,072千円
特別高額医療共同事業費負担金 (国) 44,294千円
特別高額医療共同事業交付金 (国保中央会) 81,252千円
特定健診等負担金(★) (国、県一般会計から繰入) 216,344千円
国保事業費納付金 (市町村) 合計24,011,587千円 (内訳) ・医療分 17,462,953千円 ・後期分 4,799,678千円 ・介護分 1,748,956千円

国・調整交付金 (国) 合計 7,603,895千円 (内訳) ・普調 : 6,465,912千円 ・特調 : 1,137,983千円
特調の内訳 ・特別事情分(★) : 767,558千円 ・子どもに係る分 : 79,763千円 ・保険者努力支援制度(市町村分)(★) : 59,088千円 ・激変緩和用の暫定措置(特例交付金) : 155,193千円 ・激変緩和用(特調活用分) : 62,077千円 ・国保ヘルスアップ事業 : 14,304千円
療養給付費等負担金 (国) 15,572,819千円
県繰入金 (旧の県調整交付金) (県一般会計から繰入) 合計 4,446,319千円

前期高齢者交付金 (社会保険診療報酬支払基金) 26,913,581千円

国・調整交付金
○普通調整交付金 財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金 画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金
○1号繰入金 一般会計から国保特会に繰入れ、保険給付費等交付金 (普通交付金) の財源に充てる。
○2号繰入金 (★) 国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。

50%

公費 (国・県) 50%

平成31年度 高知県国保特別会計 当初予算総額(案) 80,952,663千円【対前年度当初比1,554,971千円増・2.0%増】

(金額単位：千円)

◆主な歳出※〔 〕内は歳出先		内容	31当初(案)	30当初	30→31増減額	30→31増減率	増減要因など
保険給付費等交付金		※以下のとおり。	67,123,141	65,704,311	+1,418,830	+2.2%	
内訳	①普通交付金〔市町村〕	各市町村の保険給付(医療機関等への支払い)に要する費用を交付。	65,504,935	64,148,556	+1,356,379	+2.1%	H31の保険給付費は、平成30年度決算見込額を4つの年齢階級別にH26→29年度の平均伸び率(※)を用いて推計。(※70歳未満：3.68%、未就学児：3.97%、70歳以上一般：1.37%、70歳以上現役：0.77%)
	②特別交付金〔市町村〕(※4区分の計)	市町村の個別の事情に応じて交付。	1,618,206	1,555,755	+62,451	+4.0%	保険者努力支援制度(市町村分)の増加など。 ※4区分：国特調、保険者努力支援、県2号繰入金、特定健診等負担金
	③後期高齢者支援金等〔社会保険診療報酬支払基金〕	後期高齢者医療制度への支え合いのための経費。	9,988,331	9,762,015	+226,316	+2.3%	後期高齢者支援金の1人当たり単価の増加など。
④介護納付金〔社会保険診療報酬支払基金〕		介護保険制度への支え合いのための経費。	3,625,523	3,618,349	+7,174	+0.2%	介護納付金の1人当たり単価が増加した一方、第2号被保険者数が減少。
⑤保健事業費		被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組	14,309	14,986	▲677	▲4.5%	・重複服薬や多剤投薬の被保険者への医薬品適正使用の通知など。 ・糖尿病アドバイザーが市町村職員を指導するための教材などの作成。

◆主な歳入※〔 〕内は歳入元		内容	31当初(案)	30当初	30→31増減額	30→31増減率	増減要因など
(1)国保事業費納付金〔市町村〕		・市町村の医療に要する費用を賄うための「保険給付費等交付金」に充てるため、県が県全体の保険給付費等の見込みに基づき算定。 ・各市町村の医療費(医療分のみ)や所得水準、被保険者数などに応じて配分する。	24,011,587	21,973,304	+2,038,283	+9.3%	・保険給付費や後期高齢者支援金の増加。 ・前期高齢者交付金、高額医療費負担金の減少など。
内訳	・医療給付費分		17,462,953	15,789,694	+1,673,259	+10.6%	
	・後期高齢者支援金等分		4,799,678	4,502,155	+297,523	+6.6%	
	・介護納付金分		1,748,956	1,681,455	+67,501	+4.0%	
(2)前期高齢者交付金〔社会保険診療報酬支払基金〕		前期高齢者の加入率の偏在による不均衡を全保険者で調整。当該年度は概算交付され、2年後に精算する方式。※国係数により算定。	26,913,581	27,740,767	▲827,186	▲3.0%	過年度分精算による影響。
(3)療養給付費等負担金〔国〕		保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の32%を国から交付。	15,572,819	14,602,747	+970,072	+6.6%	保険給付費の増加や前期高齢者交付金の減少による影響。
(4)高額医療費負担金〔国〕		1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	658,536	866,220	▲207,684	▲24.0%	高額医療費負担金の推計方法の見直しによる減少。
(5)特定健康診査等負担金〔国〕		特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	108,172	109,845	▲1,673	▲1.5%	対象者数減少のため。
(6)国民健康保険財政調整交付金〔国〕		都道府県間の財政力の不均衡などを調整。(全国平均で保険給付費等の9%。(普調は7%、特調は2%))	7,603,895	7,547,725	+56,170	+0.7%	・普調：6,465,912千円 ・特調：1,137,983千円
(7)一般会計繰入金		※以下のとおり。	5,215,553	5,151,134	+64,419	+1.3%	
主なもの	・県・繰入金(旧の県調整交付金)	保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の9%を一般会計から繰入。	4,446,319	4,172,488	+273,831	+6.6%	保険給付費の増加や前期高齢者交付金の減少。
	・高額医療費負担金(県)	1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	658,536	866,220	▲207,684	▲24.0%	高額医療費負担金の推計方法の見直しによる減少。
	・特定健康診査等負担金(県)	特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	108,172	109,845	▲1,673	▲1.5%	対象者数減少のため。

平成31年度「国保事業費納付金 総額」について

【留意事項】

▼この額は、平成31年度に市町村から県に納めていただく「国保事業費納付金総額」であり、平成31年度に被保険者が市町村に納める国保料（税）額ではありません。

（金額単位：円）

No.	市町村名	平成31年度 国保事業費納付金（一般被保険者と退職被保険者の合計）							【参考】H30年度 納付金総額	比較（H31とH30を比較）		
		医療分			後期分			介護分	①医療・後期・介護 計 【A+B+C】	②医療・後期・介護 計 （一般と退職の計）	H30→31増減額 ①-②	H30→31伸び率 ①/②
		一般分	退職分	合計【A】	一般分	退職分	合計【B】	一般分・退職分【C】				
1	高知市	6,973,763,063	10,816,249	6,984,579,312	1,840,190,474	3,234,442	1,843,424,916	707,627,641	9,535,631,869	8,717,680,580	817,951,289	109.4%
2	室戸市	558,773,725	643,589	559,417,314	128,801,407	185,256	128,986,663	48,870,122	737,274,099	672,921,074	64,353,025	109.6%
3	安芸市	646,606,030	312,681	646,918,711	179,575,765	95,235	179,671,000	73,356,144	899,945,855	814,083,712	85,862,143	110.5%
4	南国市	1,128,509,518	2,690,666	1,131,200,184	318,190,377	848,674	319,039,051	106,237,799	1,556,477,034	1,422,005,726	134,471,308	109.5%
5	土佐市	815,562,653	278,174	815,840,827	222,894,434	85,932	222,980,366	81,719,022	1,120,540,215	1,024,499,128	96,041,087	109.4%
6	須崎市	648,073,179	184,038	648,257,217	181,491,669	54,835	181,546,504	68,712,617	898,516,338	803,025,760	95,490,578	111.9%
7	土佐清水市	465,119,585	460,845	465,580,430	123,469,237	139,638	123,608,875	41,688,128	630,877,433	574,091,481	56,785,952	109.9%
8	宿毛市	460,560,409	168,763	460,729,172	146,091,330	73,099	146,164,429	50,132,731	657,026,332	633,280,573	23,745,759	103.7%
9	四万十市	723,008,961	230,892	723,239,853	234,561,132	87,498	234,648,630	79,454,154	1,037,342,637	906,417,154	130,925,483	114.4%
10	香南市	862,709,655	304,477	863,014,132	246,446,705	97,199	246,543,904	88,131,863	1,197,689,899	1,091,627,754	106,062,145	109.7%
11	香美市	704,006,704	608,473	704,615,177	193,691,019	192,366	193,883,385	64,181,856	962,680,418	860,805,153	101,875,265	111.8%
12	東洋町	77,395,995	30,385	77,426,380	20,328,113	9,329	20,337,442	6,924,854	104,688,676	105,338,370	▲ 649,694	99.4%
13	奈半利町	102,783,353	81,741	102,865,094	27,447,320	23,136	27,470,456	10,061,982	140,397,532	122,816,020	17,581,512	114.3%
14	田野町	71,115,457	12,622	71,128,079	21,642,077	4,119	21,646,196	9,551,933	102,326,208	83,816,530	18,509,678	122.1%
15	安田町	104,404,306	6,224	104,410,530	24,191,100	1,477	24,192,577	9,310,727	137,913,834	130,340,407	7,573,427	105.8%
16	北川村	36,330,960	51,647	36,382,607	9,508,071	13,469	9,521,540	2,086,753	47,990,900	45,512,961	2,477,939	105.4%
17	馬路村	18,499,010	0	18,499,010	6,432,871	0	6,432,871	2,396,880	27,328,761	22,699,844	4,628,917	120.4%
18	芸西村	196,063,798	114,699	196,178,497	47,927,640	27,849	47,955,489	20,215,891	264,349,877	247,584,000	16,765,877	106.8%
19	大川村	2,452,379	1,428	2,453,807	2,228,545	7,518	2,236,063	557,750	5,247,620	4,630,717	616,903	113.3%
20	土佐町	87,131,135	119,569	87,250,704	23,680,895	35,285	23,716,180	6,786,819	117,753,703	106,204,005	11,549,698	110.9%
21	本山町	72,250,896	0	72,250,896	23,906,298	0	23,906,298	6,546,889	102,704,083	90,315,102	12,388,981	113.7%
22	大豊町	105,610,963	27,537	105,638,500	22,334,483	6,343	22,340,826	6,287,736	134,267,062	133,119,458	1,147,604	100.9%
23	佐川町	309,620,742	369,929	309,990,671	89,036,179	129,521	89,165,700	29,893,424	429,049,795	392,456,874	36,592,921	109.3%
24	越知町	127,002,387	141,357	127,143,744	38,612,648	46,120	38,658,768	15,053,462	180,855,974	167,891,293	12,964,681	107.7%
25	中土佐町	170,631,795	335,810	170,967,605	48,477,184	107,274	48,584,458	12,343,889	231,895,952	246,194,928	▲ 14,298,976	94.2%
26	日高村	116,017,937	29,421	116,047,358	34,047,650	10,695	34,058,345	13,495,169	163,600,872	150,563,056	13,037,816	108.7%
27	梶原町	78,863,910	48,424	78,912,334	25,888,666	14,523	25,903,189	6,524,882	111,340,405	101,860,768	9,479,637	109.3%
28	大月町	155,274,637	112,495	155,387,132	46,734,502	38,433	46,772,935	19,008,121	221,168,188	219,272,267	1,895,921	100.9%
29	三原村	44,574,525	29,949	44,604,474	11,031,074	8,157	11,039,231	3,944,950	59,588,655	47,416,395	12,172,260	125.7%
30	いの町	532,880,303	700,879	533,581,182	152,932,590	227,936	153,160,526	51,441,393	738,183,101	691,244,719	46,938,382	106.8%
31	津野町	131,149,403	0	131,149,403	38,213,532	0	38,213,532	12,230,907	181,593,842	166,757,998	14,835,844	108.9%
32	仁淀川町	119,496,073	96,171	119,592,244	31,883,852	30,232	31,914,084	11,295,789	162,802,117	148,850,423	13,951,694	109.4%
33	四万十町	471,109,823	418,906	471,528,729	140,613,099	144,419	140,757,518	52,680,681	664,966,928	593,305,251	71,661,677	112.1%
34	黒潮町	325,367,432	805,451	326,172,883	90,944,588	252,352	91,196,940	30,203,093	447,572,916	434,676,832	12,896,084	103.0%
	県計	17,442,720,701	20,233,491	17,462,954,192	4,793,446,526	6,232,361	4,799,678,887	1,748,956,051	24,011,589,130	21,973,306,313	2,038,282,817	109.3%

報告 3. 平成31年度の標準保険料率について

平成31年度 標準保険料率について

標準保険料率とは？（3つの標準保険料率）

① 都道府県標準保険料率

・全国統一の保険料算定ルール（所得割、均等割の2方式等）により、都道府県間比較を行うもの。

算定が法で義務付け

② 市町村標準保険料率

・県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うもの。

③ 市町村の算定方式に基づく標準保険料率

・平成31年1月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算定。

算定は任意

標準保険料率の主な算定条件

主な算定条件	都道府県標準保険料率 (全国統一ルールで 都道府県間の比較)	市町村標準保険料率 (県内統一ルールで 県内市町村間の比較)
標準的な保険料算定方式	2方式(所得割・均等割)	3方式(所得割・均等割・平等割)
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	所得割：資産割 = 100 : 0 (2方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割 = 100 : 0 (2方式のため、平等割を用いない。)	所得割：資産割 = 100 : 0 (3方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割 = 70 : 30
賦課限度額	医療58万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円	
標準的な収納率	各市町村の調整後の保険料必要収納額の総和で算定するため、設定がありません。	市町村ごとに、被保険者数の規模に応じて、標準的な収納率を設定しています。

① 都道府県標準保険料率（2方式）

⇒全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間比較を行うもの。

区分	所得割率	均等割額
医療分	8.35%	48,272円
後期高齢者支援金分	2.62%	14,981円
介護納付金分	2.23%	16,606円

※注意：都道府県標準保険料率は実際の保険料（税）率を示すものではありません。

平成31年度 市町村標準保険料率（県内統一の算定方式（3方式等））

市町村標準保険料率（3方式）

⇒県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間の比較を行うもの。

※平成31年度に市町村が実際に賦課する国保料（税）率は、県が示す「標準保険料率」や「国保事業費納付金」等を参考に、基金繰入金などの市町村独自の財源の活用や収納率等を踏まえ、各市町村が決定するため、下に示す「市町村標準保険料率」は、平成31年度に市町村が賦課する国保料（税）率とは異なります。

No.	市町村名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	8.75	35,722	24,677	2.62	10,613	7,331	2.53	12,911	6,223
2	室戸市	8.96	36,560	25,256	2.55	10,321	7,130	2.08	10,614	5,116
3	安芸市	8.45	34,490	23,826	2.58	10,466	7,230	2.18	11,154	5,376
4	南国市	8.56	34,941	24,138	2.71	11,001	7,600	2.32	11,846	5,710
5	土佐市	8.3	33,860	23,391	2.54	10,303	7,117	2.08	10,647	5,132
6	須崎市	8.54	34,856	24,079	2.56	10,376	7,168	2.16	11,036	5,319
7	土佐清水市	8.28	33,811	23,357	2.52	10,205	7,049	2.03	10,388	5,007
8	宿毛市	5.53	22,592	15,607	2.41	9,786	6,760	1.83	9,377	4,520
9	四万十市	6.72	27,449	18,962	2.56	10,388	7,176	2.08	10,619	5,118
10	香南市	8.14	33,217	22,947	2.61	10,586	7,313	2.24	11,457	5,522
11	香美市	8.32	33,948	23,452	2.64	10,712	7,400	2.21	11,270	5,432
12	東洋町	7.75	31,652	21,866	2.39	9,702	6,702	1.71	8,745	4,215
13	奈半利町	9.09	37,105	25,633	2.59	10,504	7,257	2.08	10,622	5,120
14	田野町	7.87	32,104	22,178	2.58	10,442	7,213	2.3	11,759	5,668
15	安田町	10.49	42,828	29,586	2.51	10,166	7,023	1.99	10,150	4,892
16	北川村	9.83	40,143	27,731	2.58	10,443	7,214	1.69	8,647	4,168
17	馬路村	6.51	26,580	18,362	2.52	10,197	7,044	2.49	12,718	6,130
18	芸西村	11.08	45,236	31,250	2.71	11,000	7,599	2.3	11,759	5,668
19	大川村	0.45	1,839	1,270	2.38	9,640	6,660	1.67	8,553	4,123
20	土佐町	7.92	32,312	22,322	2.35	9,513	6,572	1.67	8,524	4,108
21	本山町	5.83	23,800	16,442	2.56	10,360	7,157	1.9	9,731	4,690
22	大豊町	10.16	41,476	28,652	2.35	9,542	6,592	1.8	9,176	4,423
23	佐川町	7.38	30,133	20,816	2.59	10,502	7,255	2.27	11,615	5,598
24	越知町	7.37	30,085	20,783	2.42	9,792	6,765	2.13	10,873	5,241
25	中土佐町	7.46	30,432	21,023	2.39	9,694	6,697	1.7	8,709	4,197
26	日高村	7	28,569	19,736	2.57	10,409	7,191	2.63	13,436	6,476
27	梶原町	9.05	36,946	25,523	2.73	11,081	7,655	1.83	9,355	4,509
28	大月町	6.89	28,130	19,432	2.37	9,591	6,626	2.06	10,542	5,081
29	三原村	9.01	36,793	25,417	2.47	10,010	6,915	2.1	10,743	5,178
30	いの町	8.11	33,110	22,873	2.62	10,615	7,333	2.23	11,414	5,502
31	津野町	7.17	29,286	20,231	2.51	10,186	7,037	1.88	9,589	4,622
32	仁淀川町	7.43	30,342	20,961	2.35	9,513	6,571	2.05	10,459	5,041
33	四万十町	7.54	30,760	21,250	2.61	10,572	7,303	2.22	11,360	5,476
34	黒潮町	8	32,637	22,546	2.5	10,134	7,001	1.94	9,920	4,782